

## 「出資証券不発行」 Q&A

Q 1. 出資証券に代わるものはないのか？

A 1. 加入手続完了後、出資証券の代わりに「出資会員加入承諾書」をご送付いたします。

Q 2. 出資証券を、なぜ不発行としたのか？

A 2. 出資証券は預金通帳や証書と違い、常日頃出し入れすることが少なく、長期にわたり保管していただくことが多いことから、仕舞い忘れなどにより、脱退・名義変更・相続等のお手続きに際して、出資証券喪失のお申し出やご相談を受けることが数多くございます。出資証券を不発行とすることで、お手続きが簡素化され、会員の皆さまの保管管理のご負担を減らすこととなります。

Q 3. 自分が金庫に出資していること、その内容を確認するにはどうしたらいいのか？

A 3. 毎年総代会終了後、6月下旬にご送付いたします「出資金残高通知書兼出資配当金支払通知書」にて、ご住所・お名前・口数・出資残高等の内容をお知らせいたします。また、ご請求がある場合には「残高証明書」を随時有料にて発行させていただきます。

Q 4. 住所、氏名等が変わったときはどうしたらいいのか？

A 4. 金庫所定のお手続きをお願いいたします。最寄りの店舗までお申し出ください。

Q 5. 脱退・相続等のお手続きに際し、何を持参すればいいのか？

A 5. 脱退の場合は、本人確認書類並びに出資届出印鑑をお持ちください。

相続の場合は、別途相続関係書類（戸籍謄本、実印、印鑑証明書等）が必要となりますので、最寄りの店舗までお問い合わせください。

Q 6. 手元の出資証券はどうすればいいのか？

A 6. お手元の出資証券は、今回の不発行（電子化）に伴い保管の必要がなくなりました。

そのまま保管していただいても結構ですが、後日お迷いにならないように、お取引の際、金庫へご返却いただければ責任をもって処分させていただきます。

また、ご自身で廃棄処分していただいても結構です。

Q 7. 出資証券を紛失してしまったら、どうすればいいのか？

A 7. 出資証券を紛失した場合でも、お届けの必要はなく、出資金ならびに会員としての権利等に何ら影響はございません。ご安心ください。

※ その他、ご不明な点がございましたらお気軽にお取引店窓口等へお問い合わせください。